

公 示

令和3・4年度において中国四国農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第4項の規定に基づき、令和3年12月28日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

なお、令和3・4年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

令和3年12月28日

中国四国農政局長 山本 徹 弥

1. 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。

なお、これらの業種の区分については、別紙の業種別区分表に掲げるとおりとする。

記

契約の種類	建設工事等の種別
1. 建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量及び設計に関する契約

2. 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

（1）資 格

- ア 予決令第70条に該当する者は、有資格者としな。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は有資格者としな。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者は、有資格者としな。
- エ 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者は、有資格者としな。
- オ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としな。
- カ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからオの規定に該当するときもまた同様とする。
- キ 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者は、有資格者としな。

（2）資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

ア 建設工事契約

- （ア）建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項
- （イ）専門技術者の状況
- （ウ）中国四国農政局における工事成績

イ 測量・建設コンサルタント等契約

- (ア) 年間平均測量等実績高
- (イ) 自己資本額
- (ウ) 流動比率
- (エ) 営業年数
- (オ) 専門技術者の状況
- (カ) 中国四国農政局における測量等施行成績

3. 一般競争（指名競争）に参加しようとする者の申請の時期及び方法

申請時期は、定期受付期間終了（令和3年1月15日）後、随時受付を行っているが、令和4年度当初から資格付与を希望する者は、令和4年2月1日から令和4年2月28日（当日必着）までの間に、下記4（3）の申請書の提出先に郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。

4. 申請の方法

（1）申請書の入手方法

地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスから入手することができる。

<https://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html>

（2）申請書の提出方法

申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が中国四国農政局管内に所在する場合、下記（3）に掲げる申請書の提出先に郵送すること。ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。

ア 建設工事契約

（ア）営業所一覧表

（イ）建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（（平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号）第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

（ウ）業態調書

（エ）納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

（オ）共同企業体等調書（経常共同企業体）

（カ）共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）

（キ）申請者が合併新設会社又は合併存続会社で、合併後5年未満の場合には、当該事実を証明する書類（合併契約書等の写し）

（ク）グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

（ケ）行政書士等による代理申請による場合には、委任状

イ 測量・建設コンサルタント等契約

（ア）測量等実績調書

（イ）技術者経歴書

（ウ）営業所一覧表

（エ）財務諸表類の写し

（オ）登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

（カ）登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し）

- (キ) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
- (ク) 行政書士等による代理申請による場合には、委任状

(3) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700-8532

岡山市北区下石井1-4-1

中国四国農政局 農村振興部設計課調整係

電話 (086) 224-4511 (代表) 【内線 2620】

5. 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は文書にて申請者に通知（郵送）する。

6. 有資格者の資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争参加資格の有効期間

資格を付与されたときから令和5年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年10月以降に令和5・6年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているのので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

7. 注意事項

(1) 管轄区域

中国四国農政局が管轄する県は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県とする。

(2) 申請できる工種について

申請できる工種は、建設業法の許可を受けており、かつ、総合評定値通知書（総合評点（P）欄に数値の記載があるもの）で通知を受けている業種に限られる。

(3) 経常建設共同企業体について

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と、当該企業を構成員とする経常共同企業体との同時登録は認めない。